

○近畿地方整備局告示第186号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年 6月 21日

近畿地方整備局長 上総 周平

第1 起業者の名称 兵庫県

第2 事業の種類 一般国道2号改築工事（ひめじにしかくふく姫路西拡幅・兵庫県姫路市下手野一丁目及び下手野二丁目地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 ひようご ひめじ しもてのいつちようめ しもてのにちようめ兵庫県姫路市下手野一丁目及び下手野二丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県姫路市西今宿三丁目地内から同市青山二丁目地内までの延長2,120mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道2号改築工事（姫路西拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる

一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び兵庫県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により兵庫県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号（以下「本路線」という。）は、大阪府大阪市内を起点とし、兵庫県神戸市、姫路市、広島県広島市等の瀬戸内海沿岸の主要都市を經由して、福岡県北九州市内を終点とする総延長約669kmの主要幹線道路である。

姫路市内における本路線は、JR姫路駅や世界文化遺産である国宝姫路城が位置する市の中心部とその東西に広がる市街地を結ぶ主要幹線道路として日常生活等に重要な役割を担うとともに、「緊急輸送道路ネットワーク計画」において第1次緊急輸送道路として位置づけられていることから、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークの一部として機能することが求められているところである。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから交通容量が不足しており、さらに沿道には第二次救急医療機関である姫路赤十字病院や消防署などが立地しており、救急車や消防車など

の緊急車両の迅速な通行の確保が強く求められているにもかかわらず、慢性的な交通混雑や渋滞が発生し、交通事故も多発しているなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、姫路市下手野町地内で31,971台／日、混雑度は2.30となっている。

また、現道は、自転車歩行者道が十分に整備されていないことから、通勤・通学や通院のほか、沿道の商業施設を利用する歩行者等の安全な通行も阻害されている。

本件事業の完成により、本件区間は2車線から4車線に拡幅され、自転車歩行者道が設置されることから、交通混雑や渋滞の緩和と歩行者等の安全の確保が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、交通混雑や渋滞の緩和と歩行者等の安全の確保を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令（昭和

45年政令第320号)による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅し、自転車歩行車道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和21年7月10日に都市計画決定され、昭和25年7月18日、昭和36年8月11日及び平成5年7月20日に変更決定された都市計画と擁壁等を除き、基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通容量が不足していることから慢性的な交通混雑や渋滞が発生しているとともに、交通事故も多発しており、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である姫路市長等からなる西播磨市町長会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲

にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県姫路市役所